

第6 子育てに関する制度について

1 山梨県教育委員会職員仕事・子育て共同参画推進プランについて

職員が安心して子育てできるよう職場を挙げて支援し、職員全体で次世代育成支援を推進していくことを目的に、「山梨県教育委員会職員仕事・子育て共同参画推進プラン」を策定しています。

①計画の推進体制

各所属に子育て相談員、関係課に子育て支援推進員を設置

子育て支援推進員等を構成員とした山梨県教育委員会特定事業主行動計画推進委員会を設置

②子育てに関する休暇や育児休業等の各種制度の周知

子育てハンドブック等の作成・配布

グループウェア等を活用した制度周知

③子育てをする職員への支援

子育て支援計画表の活用

育児休業を取得する際の支援

④男性職員の子育て目的の休暇や育児休業等の取得促進

⑤子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組

⑥仕事と子育ての両立の一層の推進

※詳細については次のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/kyouikusom/r20401shigotokosodatekyoudousankaku.html>

2 妊娠前、妊娠中及び出産後の制度について

(1) 職務免除・休暇制度について

区分	項目	内容	期間/回数等
妊娠前、妊娠中及び出産後の制度	不妊治療休暇	不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	年6日以内(体外受精その他の人事委員会で規則で定める不妊治療に係るものにあっては10日以内) 1日または1時間を単位
	妊娠中の休憩等	つわりのため勤務することが困難な場合 ※職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第9号	年7日以内で、 1日または1時間を単位
	妊娠中の休息等	業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 ※職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第10号	その都度必要と認める期間
	妊娠中の通勤緩和	交通機関(公共交通機関の他、妊娠である女性職員が運転する自動車も含む。)の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 ※職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第11号	1日につき1時間を超えない範囲
	妊娠中の通院休暇	母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合に取得(有給休暇) ※医師等の特別の指示があつた場合は、その指示された回数	
	産前	妊娠したと認められたときから妊娠満23週まで	4週間に1回
		妊娠満24週から満35週まで	2週間に1回
		妊娠満36週から分べんまで	1週間に1回
	分べん休暇	分べん予定の職員が申し出た場合及び職員が出産した場合の休暇(有給休暇) 分べん予定日の前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内に取得	産前8週(56日)+出産日(1日)+産後8週(56日)=113日 ※多胎妊娠の場合にあっては 計155日
	男性職員の育児参加休暇	職員の配偶者が出産する場合で、職員が当該出産の子又は小学校就学前の子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められるときに取得(有給休暇)	出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの間に5日以内で、1日又は1時間を単位とする。

配偶者出産休暇	職員の配偶者が出産する場合で、入院の付添い等が必要と認められるときに取得(有給休暇)	配偶者の入院等の日から出産日の後2週間を経過する日までの間に3日以内で、1日又は1時間単位とする。
出産後の通院休暇	母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合に取得(有給休暇)	産後1年までの期間内に1回、必要な時間 ※医師等の特別の指示があつた場合は、その指示された回数

区分	項目	内容
共済組合	産前産後期間中の掛金特例措置	平成26年4月1日より 産前産後休業を取得し、掛金免除の申出をした組合員に対して、産前産後期間(産前42日・産後56日)の掛金を免除する。

(2) 出産時の経済的支援措置について

区分	項目	内容
共済組合	出産費／家族出産費	組合員又は被扶養者が出産したとき、一児につき50万円(産科医療補償制度の対象とならない場合は48万8千円)を支給
	出産手当金	組合員が出産のため勤務を休み、給料の全部又は一部が支給されないと支給 支給期間:出産日(出産日が予定日後のときは出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)、出産後56日まで 支給額:1日につき標準報酬日額(標準報酬月額の1/22の額)×2/3 給料の一部が支払われる場合は、差額分が支給されます。
	出産費附加金／家族出産費附加金	組合員又は被扶養者が出産し、出産費を受給する場合、一児につき5万円を支給
教職員互助組合	出産見舞金	会員又は会員の妻が出産したときは、1件につき1万円を支給
高等学校教職員互助会	出産手当金	会員又は会員の配偶者が出産したときは、1万円を支給

3 育児期の制度について

(1) 休暇制度等について

区分	項目	内容	期間/回数等
育児期の制度	育児休暇	職員が、生後満1年6月に達しない子を保育するため、授乳等を行う場合(託児所への送り迎え等子を育てるための一般的な世話をを行う場合も含む)(有給休暇) 通勤事情等の関係からやむを得ないと認められる場合には、2回分を連続することができる。	1日2回、それぞれ60分(育児短時間勤務職員等については1日における勤務時間が4時間を超えない場合は1日1回30分、4時間を超える場合は1日2回それぞれ30分)
	育児休業	3歳に満たない子を養育する職員は、次に掲げる職員を除き、その子が3歳に達する日まで、承認を受けて育児休業を取得することができる。(無給) [育児休業を取得できない職員] ①臨時的に任用される職員 ②育児休業に係る期間を任期と定めて採用された職員 ③勤務延長職員 短期(5日以内)の育児休業については、各職員の業務状況に応じ、複数回取得することができる。	①臨時的に任用される職員 ②育児休業に係る期間を任期と定めて採用された職員 ③勤務延長職員
	育児短時間勤務	育児短時間勤務は、育児を行なう職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、常時勤務を要する職を占めたまま、希望する日及び勤務時間帯において勤務することができる(勤務しない時間について給与を減額) 1週間当たりの勤務時間は、次のいずれかとなります。 3時間55分×5日、4時間55分×5日、7時間45分×3日、 7時間45分×2日+3時間55分×1日	1週間当たりの勤務時間は、次のいずれかとなります。 3時間55分×5日、4時間55分×5日、7時間45分×3日、 7時間45分×2日+3時間55分×1日

	部 分 休 業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、その子が小学校就学の始期に達する日まで、承認を受けて部分休業をすることができる。(勤務しない時間について、1時間あたりの給与額を減額) 【部分休業をすることができない職員】 ① 育児短時間勤務をしている職員 ② 育児休業法第17条の規定による短時間勤務職員	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位とする。
育児期の制度	育児等のための早出遅出勤務	「小学校に就学するまでの子を養育する職員」及び「ファミリー・サポート・センター又は児童デイサービス事業及び放課後子ども教室等の活動を行う施設に、その子を出迎えるために赴き、又は見送るために赴く職員」は、その請求により、公務の運営に支障がある場合を除き、1日の勤務時間の長さは変えないで、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げて勤務することができる。	始業の時刻は午前7時以後、終業の時刻は午後10時以前の設定とし、休憩時間を除き連続する7時間45分の勤務時間とする。
	子 の 看 護 休 暇	職員が、中学校就学の始期に達するまでの子の負傷若しくは病気の世話又は疾病の予防を図るため、勤務しないことが相当であると認められる場合(有給休暇)	年5日(2人以上の場合は年10日)以内とし、1日又は1時間を単位とする。
	子 育 て 時 間	小学校に就学している子を養育するため、公務に支障のない範囲で、1日の勤務時間の一部について、勤務しないことができる(無給) 【子育て時間をすることができない職員】 ①育児短時間勤務をしている職員②育児休業法第17条の規定による短時間勤務職員	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の養育の態様、勤務の状況等から必要とされる時間について、30分を単位とする。
	学校行事参加休暇	中学校修了前の子を養育する職員が、その子が在籍する学校等が実施する行事に参加するため、勤務しないことが相当であると認められる場合(特別休暇)	年2日(3人以上の場合は年3日)以内とし、1日又は1時間を単位とする。

(2) 育児期の経済的支援措置について

項目		内容
共済組合	育児休業手当金	組合員が育児休業を取得した場合、支給 支給期間:当該育児休業に係る子が1歳に達する日まで支給 (パパ・ママ育休プラスに該当するときは、1年を限度に1歳2か月まで、保育所に入れない等特別の事情に該当するときは最長2歳まで) 支給額 ①育児休業開始時から180日に達するまで 1日につき標準報酬日額(標準報酬月額の1/22)×67/100(上限あり) ②育児休業開始時から180日を超える期間 1日につき標準報酬日額(標準報酬月額の1/22)×50/100(上限あり)
育児休業掛金免除	共済組合	育児休業中の組合員の申し出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間について免除
	教職員互助組合	育児休業中の会員の申し出により、育児休業を開始した日の属する日の翌月(その日が月の初日の場合は、その属する月)からその育児休業が終了する日の属する月の前月(その日が月の末日の場合は、その属する月)までの期間について掛金のうち8割は免除となり、2割は延納扱いで復職時に納入
	高等學校教職員互助会	育児休業法に基づく育児休業者の休業期間中の掛金は、会員の申し出により、掛金のうち1000分の7は免除となり、1000分の3は延納扱いで復職時に納入
教職員互助組合	入学祝金	子供が小学校へ入学したとき 5千円を支給
	卒業祝金	子供が中学校を卒業したとき 5千円を支給
児童手当		子ども(15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)を監護し、かつ、その子どもと一定の生計関係にある父又は母等に支給 子ども1人当たり10,000円(月額)「3歳未満15,000円」※所得制限あり

4 子育て相談総合窓口（愛称かるがも）

身体の発達・健康、食事・離乳食、知的・言語の発達、情緒・性格、生活習慣、幼稚園・保育所（園）・学校関係、社会性の発達、家庭や親の問題など子育てに関する悩み全般に対応します。

相談はすべて無料・秘密は厳守します。

専門的事例については、各種相談窓口・行政機関・医療機関等の紹介及び臨床心理士によるカウンセリングを行います。

【専用電話】055-228-4152

【相談場所】男女共同参画推進センター[ひゅあ総合]1階（甲府市朝氣1-2-2）

【相談日時】月～金 午前9時00分～午後4時30分

土・日・祝日 午前9時00分～午後3時30分

※休業日：第2・第4月曜日と年末年始（12月29日～1月3日）